

令和4年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔知事総括〕開催状況

開催年月日 令和4年3月22日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 指定管理者制度について</p> <p>(一) これまでの制度見直しについて 最初に指定管理者制度についてであります。知事は一般質問の答弁で「制度の見直しを図ってきた」としてありますが、そうであれば、なぜネイパルに関わる一連の不祥事が発生したのか。制度の見直しを行ってもなお不祥事の発生を避けなかったことをどうお考えか伺います。</p> <p>(二) ネイパルをめぐる組織的隠ぺい行為について ネイパル問題で、弁護士法人の調査・公表後に、教育庁幹部職員の部下への口止めが明らかになりました。組織的隠ぺいであり、断じて許されないものであります。組織的不正が行われたことは重大だと、知事は重く受け止めるべきではないかと思いますが、ご見解を伺います。</p> <p>(三) 再発防止の検討課題について ただ今、誠に遺憾とし、指定管理者制度の根幹に関わることもされました。そうであるなら、天下り先事業者が選定された経緯をはじめとして、天下りの席がある事業者14カ所で指定管理者が固定される、癒着の構造の検証を行う必要があると思います。こうした視点は、再発防止の検討課題に加わりますか。お答えください。</p> <p>(四) 選定委員制度における自浄作用について ネイパルの不祥事で、選定委員からの通報もなく、外部から告発されるまで明らかにならなかった問題は重大だと考えています。 選定委員の自浄作用が発揮されなかったという事態を知事はどう受け止めていらっしゃるでしょうか。</p> <p>(五) 選定委員制度の見直しについて 選定委員自身がメールを受けたということに重大視していないということは問題であります。選定委員で倫理規則で定める利害関係者も知事部局及び教育庁それぞれ1名いることが確認されています。 ネイパルの調査報告では、選定委員の人選について今後さらに慎重にという意見が出されたことは重大であります。選定委員の人選のあり方は、取り分け早期に検討し、見直しが重要と考えますが、その必要性について見解を伺います。</p>	<p>(知事) 本事案についてであります。特定の申請者を支援するという道教委の職員による不適正な事務であり、現在、第三者による調査委員会の追加調査が予定をされ、当該職員の動機や背景なども含め全体像について更なる調査が行われるものと認識しております。 道としては、この調査結果などを踏まえ、指定手続を定めた運用指針の改正など、指定管理者選定手続における公正、公平、透明性の確保が図られるよう必要な対応を講じてまいります。</p> <p>(知事) 本事案についてであります。今回、明らかとなった、道教委職員による不適正な事務執行については、指定管理者制度の根幹に係わる行為として、誠に遺憾であります。 今後、設置する第三者による調査委員会の追加調査により、今回、明らかになった当該幹部職員の関与を含め、本事案の全体像について、明らかになるものと考えております。</p> <p>(知事) 指定管理者への再就職の状況についてであります。過去5年間において、教育庁を含め、道を退職した課長級以上の職員が再就職した14の指定管理者は、全て2期以上連続して指定管理者となっておりますが、それぞれ公募を経て、選定されたものであります。 今後、道として、今回選定されたネイパル以外の施設における道職員による申請者への関与や選定委員への働きかけの有無のほか、再発防止に向けた提案なども調査・把握することとしており、その中で再就職者が在職している団体が管理者となっている施設については、再就職した職員の申請事務への関わりについても把握してまいります。</p> <p>(知事) 選定手続についてであります。今回のネイパルの管理者選定に当たり、道教委職員が選定委員に対し、働きかけを行ったことは選定手続の公正性、公平性に影響を与えるものであり、誠に遺憾であります。 なお、道教委が先月取りまとめた調査報告によると、こうした働きかけに対し、一部の選定委員から当該職員に、これは良くないのではないかという趣旨の苦言が呈されていたとのことでもあります。</p> <p>(知事) 選定委員についてであります。現在の制度においては、選定委員の専門性の確保の観点から、施設の設置目的に関連する分野の専門家の方など、選定事務を担う職員の利害関係者となりうる団体の役員等の選任も想定をしており、職員と利害関係を有する者が、選定委員となることを規制しておりませんが、今後、第三者による調査委員会の追加調査等を踏まえ、指定管理者選定委員の選任手続などについて、見直しが必要な場合にあっては、対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 指定管理者制度の見直しについて 選任手続については対応するということですが、知事は、一連の不正行為を「指定管理者制度の根幹にかかわる」という認識をお示しになっておりますので、制度そのものの検証、これを行うべきではありませんか。伺います。</p> <p>(再) ただ今、事案の全体像の調査を行う、また先ほどは、選定委員の選任手続についてということで答弁がありましたので、それに関して更に伺います。 利害関係が疑われる選定委員選定の在り方、選定委員に宣誓させる等の透明性の確保など、早期是正に向けた検討を行うべきではありませんか。伺います。</p>	<p>(知事) 再発防止策の検討についてであります。今回の道教委職員による不適正な事務執行については、全庁を挙げて再発防止に取り組んでいくことが必要であり、道教委において、3月中に、調査委員会を設置し、不適正な事務を行った職員の動機や背景等を含め事案の全体像について更なる調査を行うこととしています。 今後は、この追加調査の結果とともに、ネイパル以外の施設における今回の指定手続状況も調査・把握した上で、職員が申請者に働きかけを行うことへの規制はもとより、指定管理者選定委員の選任手続などについても見直すこととし、管理者選定における公正、公平、透明性を確保することで、指定管理者制度の適切な運用を図り、道民の皆様の施設利用に支障が生じることのないよう取り組んでまいります。</p> <p>(知事) 選定委員の選任についてであります。第三者による調査委員会の追加調査とともに、ネイパル以外の施設における指定手続の状況に係る担当職員へのヒアリングの結果等を踏まえ、選定委員の選任手続などについても見直すこととし、管理者選定における公正、公平、透明性を確保してまいります。</p>

